

## 戸籍公開制度の見直しに関する調査

※ 調査回答期間：平成17年11月14日から同月18日まで

※ 調査対象事例：調査回答期間を問わず、過去の取扱い事例

第1 戸籍の謄抄本等の交付請求の際に請求事由の明示を要しないとされている市区町村長が相当と認める場合（者）（戸籍法施行規則第11条第4号）として取り扱ったことの有無及び具体的事例

	自治体数	具体的事例
有	3	(人権擁護員) (民生委員・児童委員) (内縁の妻(住民票により確認)) (成年後見人) (本人, その配偶者, 直系尊属又は直系卑属が作成した承諾書が添付されている場合)
無	31	
合計	34	

第2 その他の第三者からの戸籍・除籍の謄抄本等の交付請求に対する請求事由別の取扱い状況

※ その他の第三者とは、①戸籍・除籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属、直系卑属、②国又は地方公共団体の職員、戸籍法施行規則別表第一に掲げる法人の役職員、③弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士、④（戸籍について）市区町村長が相当と認める場合（者）（戸籍法施行規則第11条、戸籍法第12条の2第1項、戸籍法施行規則第11条の3）以外の者

※ 調査自治体の総数は34であるが、表中の「交付：拒否」については、実際に当該請求事由による交付請求があり、交付と拒否の別を回答した自治体における交付と拒否の対数である。

※ 別添調査事例参照。

1 戸籍について

(1) 交付請求がなかった請求事由

記号o 従業員として採用するに当たり、国籍を確認するため。

(2) 全て交付の請求事由

q 戸籍訂正の前提として戸籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
6 : 0	

(3) 全てが拒否された請求事由

- b 婚姻を考えている相手方について、離婚歴があるかどうか、子がいるかどうか等婚姻要件以外の戸籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 13	(プライバシー侵害につながる) (真実性の確認ができない)

- c 婚姻を考えている相手方の家族関係を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 16	(プライバシー侵害につながる) (婚姻要件に関係がなく必要性がない) (真実性の確認ができない) (相手方に取得してもらえばよい)

- h 契約をしようと考えている相手方について、離婚歴があるかどうか、子がいるかどうか等行為能力及び親権事項以外の戸籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(不明)

- i 契約をしようと考えている相手方の家族関係を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 2	(プライバシー侵害につながる)

- j 契約しようと考えている相手方の国籍を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 2	(使用目的の正当性がない)

- k 契約後に、相手方の契約締結時の行為能力及び親権事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(不明)

- m 従業員として採用するに当たり、相手方に離婚歴があるかどうか、子がいるかどうか等労働基準法、風俗営業法等の年齢制限要件以外の戸籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(不明)

n 従業員として採用するに当たり、相手方の家族関係を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(プライバシー侵害につながる)

r 報道機関が取材対象人物の戸籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 3	(プライバシー侵害につながる) (真に報道の用に供するためではなかった)

t 共同経営予定者の戸籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(プライバシー侵害につながる)

s 報道機関が取材対象人物の親族関係を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(プライバシー侵害につながる)

v 歴史研究家が、研究資料用として、他人の戸籍を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 3	(プライバシー侵害につながる)

w 小説家が、小説資料用として、他人の戸籍を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 3	(プライバシー侵害につながる)

x ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の戸籍を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 4	(プライバシー侵害につながる) (社会生活上の必要性がない)

y ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の親族関係を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 1	(社会生活上の必要性がない)

z 隣人等知人の家族関係を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 7	(プライバシー侵害につながる) (社会生活上の必要性がない) (具体性に欠ける)

(4) 交付と拒否が分かれた請求事由

- a 婚姻を考えている相手方について、婚姻要件を具備しているかどうかを確認するため。

交付：拒否	拒否理由
10 : 6	(プライバシー侵害につながる) (真実性の確認ができない)

- d 婚姻を考えている相手方の国籍を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
1 : 2	(プライバシー侵害につながる) (真実性の確認ができない)

- e 結婚相手の戸籍を婚姻届に添付するため。

交付：拒否	拒否理由
9 : 14	(真実性の確認ができない)

- f 契約をしようと考えている相手方が未成年者かどうかを確認するため。

交付：拒否	拒否理由
1 : 2	(真実性の確認ができない)

- g 契約をしようと考えている相手方が未成年者であることから、親権者を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
1 : 1	(不明)

- l 従業員として採用するに当たり、労働基準法、風俗営業法等に規定されている年齢制限要件を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
10 : 5	(真実性の確認ができない) (労働基準法111条の証明書で対応)

- p 訴訟を提起するに当たり、相手方の氏名等を特定するため。

交付：拒否	拒否理由
10 : 4	(本籍等請求に必要な事項の確認ができなかった) (裁判所に問い合わせをして必要性が確認できなかった)

- u 家系図を作成するため、自己の傍系血族の親族関係を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
4 : 18	(社会生活上の必要性が認められない) (プライバシー侵害につながる) (真実性の確認ができない)

(5) その他の請求事由

ア 死亡者の甥が、死亡者の子の行方を捜すため。

交付：拒否	備 考
1 : 0	(転籍事項記載の記載事項証明書を交付)

イ 親が、子が結婚を希望している相手について調査するため。

交付：拒否	備 考
0 : 1	(プライバシー侵害につながる)

2 除籍について

(1) 交付請求がなかった請求事由

- d 契約をしようと考えている相手方について、離婚歴があるかどうか等の相手方の除籍記載事項を確認するため。
- e 契約をしようと考えている相手方の家族関係を確認するため。
- f 契約後に、相手方の契約締結時の行為能力及び親権事項を確認するため。
- g 従業員として採用するに当たり、相手方に離婚歴があるかどうか等の相手方の除籍記載事項を確認するため。
- h 従業員として採用するに当たり、相手方の家族関係を確認するため。
- l 共同経営予定者の除籍記載事項を確認するため。
- o ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の除籍を確認するため。
- p ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の親族関係を調査するため。

(2) 全て交付の請求事由

i 戸籍訂正の前提として除籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
5 : 0	

(3) 全てが拒否された請求事由

b 婚姻を考えている相手方について、離婚歴があるかどうか等婚姻要件以外の除籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 7	(プライバシー侵害につながる) (婚姻要件に関係がなく必要性がない) (真実性の確認ができない)

c 婚姻を考えている相手方の家族関係を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 4	(プライバシー侵害につながる) (婚姻要件に関係がなく必要性がない) (真実性の確認ができない)

j 報道機関が取材対象人物の除籍記載事項を確認するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 2	(プライバシー侵害につながる)

k 報道機関が取材対象人物の親族関係を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 2	(プライバシー侵害につながる)

m 歴史研究家が、研究資料用として、他人の除籍を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 3	(プライバシー侵害につながる) (真実性の確認ができない)

n 小説家が、小説資料用として、他人の除籍を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 3	(プライバシー侵害につながる)

q 隣人等知人の家族関係を調査するため。

交付：拒否	拒否理由
0 : 2	(プライバシー侵害につながる) (社会生活上の必要性がない) (親族を捜して連絡をとってあげたい等の具体性に欠ける理由であった) (真実性の確認ができない)

#### (4) 交付と拒否が分かれた請求事由

a 婚姻を考えている相手方について、婚姻要件を具備しているかどうかを確認するため。

交付：拒否	拒否理由
1 : 4	(待婚期間中の可能性がない限り交付しない) (真実性の確認ができない)

#### (5) その他の請求事由

ア 先祖供養のため自己及び配偶者の傍系血族の除籍を確認するため。

交付：拒否	備 考
1： 1	(社会生活上の必要性がない)

イ 内縁の妻から遺族年金請求のため。

交付：拒否	備 考
1： 0	

## 調査事例

### 1 戸籍の謄抄本等の交付請求について

- a 婚姻を考えている相手方について、婚姻要件を具備しているかどうかを確認するため。
- b 婚姻を考えている相手方について、離婚歴があるかどうか、子がいるかどうか等婚姻要件以外の戸籍記載事項を確認するため。
- c 婚姻を考えている相手方の家族関係を確認するため。
- d 婚姻を考えている相手方の国籍を確認するため。
- e 結婚相手の戸籍を婚姻届に添付するため。
- f 契約をしようと考えている相手方が未成年者かどうかを確認するため。
- g 契約をしようと考えている相手方が未成年者であることから、親権者を確認するため。
- h 契約をしようと考えている相手方について、離婚歴があるかどうか、子がいるかどうか等行為能力及び親権事項以外の戸籍記載事項を確認するため。
- i 契約をしようと考えている相手方の家族関係を確認するため。
- j 契約しようと考えている相手方の国籍を確認するため。
- k 契約後に、相手方の契約締結時の行為能力及び親権事項を確認するため。
- l 従業員として採用するに当たり、労働基準法、風俗営業法等に規定されている年齢制限要件を確認するため。
- m 従業員として採用するに当たり、相手方に離婚歴があるかどうか、子がいるかどうか等労働基準法、風俗営業法等の年齢制限要件以外の戸籍記載事項を確認するため。
- n 従業員として採用するに当たり、相手方の家族関係を確認するため。
- o 従業員として採用するに当たり、国籍を確認するため。
- p 訴訟を提起するに当たり、相手方の氏名等を特定するため。
- q 戸籍訂正の前提として戸籍記載事項を確認するため。
- r 報道機関が取材対象人物の戸籍記載事項を確認するため。
- s 報道機関が取材対象人物の親族関係を調査するため。
- t 共同経営予定者の戸籍記載事項を確認するため。
- u 家系図を作成するため、自己の傍系血族の親族関係を調査するため。
- v 歴史研究家が、研究資料用として、他人の戸籍を調査するため。
- w 小説家が、小説資料用として、他人の戸籍を調査するため。
- x ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の戸籍を確認するため。
- y ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の親族関係を調査するため。
- z 隣人等知人の家族関係を調査するため。



## 2 除籍の謄抄本等の交付請求について

- a 婚姻を考えている相手方について、婚姻要件を具備しているかどうかを確認するため。
- b 婚姻を考えている相手方について、離婚歴があるかどうか等婚姻要件以外の除籍記載事項を確認するため。
- c 婚姻を考えている相手方の家族関係を確認するため。
- d 契約をしようと考えている相手方について、離婚歴があるかどうか等の相手方の除籍記載事項を確認するため。
- e 契約をしようと考えている相手方の家族関係を確認するため。
- f 契約後に、相手方の契約締結時の行為能力及び親権事項を確認するため。
- g 従業員として採用するに当たり、相手方に離婚歴があるかどうか等の相手方の除籍記載事項を確認するため。
- h 従業員として採用するに当たり、相手方の家族関係を確認するため。
- i 戸籍訂正の前提として除籍記載事項を確認するため。
- j 報道機関が取材対象人物の除籍記載事項を確認するため。
- k 報道機関が取材対象人物の親族関係を調査するため。
- l 共同経営予定者の除籍記載事項を確認するため。
- m 歴史研究家が、研究資料用として、他人の除籍を調査するため。
- n 小説家が、小説資料用として、他人の除籍を調査するため。
- o ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の除籍を確認するため。
- p ある者に対する疑惑を解明するに当たり、当該人物の親族関係を調査するため。
- q 隣人等知人の家族関係を調査するため。